

令和8年度海女漁業・真珠養殖業魅力発信事業委託業務仕様書

1 業務名

令和8年度海女漁業・真珠養殖業魅力発信事業委託業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3 業務の目的

鳥羽・志摩地域の海女漁業・真珠養殖業は平成29年3月に日本農業遺産に認定されて以来、持続可能な地域の産業システムとしてその価値や魅力を国内外へ発信してきた。認定から10年の節目を迎える今年度は、さらなる発展をめざし、世界農業遺産の認定にむけた取組を進めているところである。

本事業では、日本農業遺産認定10周年を記念し、地域の関係者や住民が一堂に会するイベントを開催し、日本農業遺産認定後のこれまでの歩みや地域の取組を振り返るとともに、農業遺産の意義に関する有識者の講演や活動事例紹介などを通じて、参加者が鳥羽・志摩地域の海女漁業・真珠養殖業が有する地域資源としての価値や将来の可能性について理解を深め、連携強化を図る機会とする。また、シンポジウムの内容をアーカイブ映像としてとりまとめ、事後配信することで、海女漁業・真珠養殖業の価値を広く県内外に発信するとともに、多様な主体に対して新たに取組への参画を促すためのツールとして活用し、世界農業遺産認定にむけて機運醸成を図ることを目的とする。

4 イベントの概要

鳥羽・志摩地域の海女漁業・真珠養殖業に関して、日本農業遺産認定10周年を記念し、地域の関係者や住民が一堂に会する「日本農業遺産認定10周年記念&世界農業遺産申請キックオフイベント」（以下、「イベント」という。）を開催する。

開催日	令和8年11月14日（土）午後
開催会場	志摩市磯部生涯学習センター 多目的ホール他、2階フロア全館 (志摩市磯部町磯部町迫間878番地9)
対象者	鳥羽・志摩地域の海女漁業者・真珠養殖業者、漁業関係者、商業・観光業者、地元高校生、地域住民（漁業に関心のある方、親子連れなど）、他県の農業遺産認

	定地域関係者などを想定
イベント 内容案	①シンポジウム（所要時間：2～3時間） 日本農業遺産10年の振り返り 講演 地域の活動事例紹介（海女漁業者、真珠養殖業者、 地元高校生等を想定） 他県の農業遺産認定地域の活動紹介 ②体験・物販・展示コーナー
参加費	無料
集客目安	①シンポジウム300名程度 ②体験・物販・展示300名程度

5 業務の内容

ア シンポジウムの企画・調整・運營業務

①講師の選定

- ・シンポジウムの講師を1名選定すること。
- ・講師は、日本農業遺産・世界農業遺産の趣旨を十分に理解していること。
また、鳥羽・志摩地域の「海女漁業・真珠養殖業」が有する地域資源としての価値を理解し、その価値を漁業者や地域住民にわかりやすく伝えるノウハウを有していること。その他、地域活性化や地域づくりに関する専門知識を有している者とする。

②シンポジウムの運営

- ・受注者は、音響・照明・映像機材等の手配及び司会者・専門スタッフの配置を含め、効果的な演出計画を策定し、シンポジウムの円滑な運営及び実施を行うものとする。
- ・音響・照明については、会場の常設機材及び回線を活用するものとするが、必要となる追加機材については、事前に検証を行ったうえで受注者が手配するものとする。追加機材の費用については受注者負担とする。また、専門の音響スタッフ及び照明スタッフを配置すること。
- ・映像については、各種発表における資料投影及び収録に対応できる体制を整えるものとし、プロジェクター（12000ANSIルーメンクラス程度）及び関連機材、スクリーン、スイッチャー、パソコン、カメラ等の必要機材を準備し、オペレーターやカメラマン等の運営スタッフを配置すること。なお、これらの機材及び人員は受注者が手配するものとする。
- ・受注者は舞台進行ディレクター及びアシスタントディレクターを配置して、

司会者及び音響・照明・映像スタッフとの連携・統括を行うこと。

- ・会場使用料（ホール使用料、付帯設備使用料、空調費等）は発注者の負担とする。
- ・講師以外のシンポジウム出演者の選定、出演調整、運営に関する事前調整は発注者が行い、これに係る費用についても発注者が負担する。
- ・業務の実施にあたっては、発注者と受注者でスケジュール及び舞台構成・進行内容を共有し、その内容を反映した進行台本を作成するものとする。また、必要な関連資料を取りまとめた付属資料を作成し、当日従事する全スタッフへ事前共有を行うことで円滑な業務遂行を図るものとする。
- ・機材の搬入はイベント当日の午前7時30分以降とし、午前中に通しリハーサルを行うこと。これら本番実施を想定した全体スケジュールについて、準備工程を含めて立案するものとする。
- ・体験・物販・展示コーナー出展者の選定、出店調整、運営に関する事前調整は発注者が行い、これに係る費用についても発注者が負担する。

イ 看板製作、設営

- ・舞台タイトルを作成し、会場への設置及び撤収を行うものとする。
- ・催事案内、体験・物販・展示コーナー表示、受付表示等の各種看板については発注者と協議の上、必要に応じて作成、設置するものとする。

ウ イベント開催に関するPRツールの作成及び周知

- ・イベント（①シンポジウム及び②体験・物販・展示コーナー）の開催にあたって、次世代を担う子どもをはじめ、幅広く集客できるよう、チラシ等のPRツールを作成することに加え、メディア（新聞、テレビ、ラジオなど）等を活用して周知に努めるなど、集客目安を達成できるよう、集客を図ること。

（2）シンポジウムの収録・編集業務

- ・シンポジウムの各種発表について、三重県及び関係機関のホームページ等に掲載・活用することを前提として収録を行い、30分程度に編集した後、アーカイブ映像として納品するものとする。
- ・アーカイブ映像については、受注者がSNS等を通じて広く周知し、鳥羽・志摩地域の「海女漁業・真珠養殖業」の価値を県内外に発信させるとともに、世界農業遺産認定にむけた機運醸成を図るものとする。
- ・収録・編集に必要な機材及び人員については受注者が手配するものとし、これらに要する費用は受注者の負担とする。

6 業務実施上の条件

- (1) 実施内容やPRツールのデザイン、映像コンテンツの内容については、企画段階において、随時企画案を三重県に提示し、三重県と調整して行うこと。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。
- (3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、三重県と受注者の両者協議により、業務を進めるものとする。
- (4) 本契約に基づく成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の所有権は、三重県への成果物の引渡しと同時に三重県に移転するものとする。また、成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。また、受注者は、成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (5) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。

7 成果物

- (1) 成果物
 - ア 業務完了報告書 1部
 - イ 印刷物及び映像コンテンツの電子データ
電子データは、電磁的記録媒体（USBメモリー等）に収めること。版下データは、PDF形式またはイラストレータ形式によること。
- (2) 提出期限
令和9年3月19日（金）

8 適正な業務実施に関する事項等

- (1) 守秘義務及び資料転用の禁止
受注者は、業務を実施する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守するとともに、発注者が提供する一切の資料及び電子データを本業務以外の目的で使用してはならない。また、契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (2) 個人情報の取り扱い
本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (3) 事故等が発生した場合の取扱い

受注者は、業務の遂行上、何らかの事故や不適切な事務処理が発生した場合、また、これらにより、情報保全ができなかった又はできていない可能性が生じた場合、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い対応するものとする。

なお、この場合において生じた費用（個人情報漏えい等に係る損害賠償金を含む。）は全て受注者が負担するとともに、受注者は、事実を明らかにした報告書を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

（４）不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

①受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第２条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 三重県農林水産部水産資源課に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県農林水産部水産資源課と協議を行うこと。

②契約締結権者は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

（５）信用失墜行為の禁止

受注者は、業務の実施に当たり、その関係者と利害関係を持つ等、発注者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

（６）危機管理

受注者は、本業務の遂行中に事故・災害等が発生した場合においても業務の遂行に支障を来すことがないような十分な対応策及び緊急時対応体制を整えなければならない。

（７）契約に係る違反

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

９ 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県 農林水産部 水産資源課 資源管理班

担当：高崎、竹内

電話：059-224-2582 F A X：059-224-2608

E-mail：suikan@pref.mie.lg.jp